

## 岡山県の景観施策について

岡山県では、地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観を創造するため、景観法、岡山県景観条例、「晴れの国おかやま景観計画」などに基づき、総合的な景観対策に取り組んでいる。

### 1 「岡山県景観条例」について

岡山県では、昭和63年3月に、都道府県では全国4番目に制定した岡山県景観条例に基づき、大規模行為の届出、景観モデル地区の指定、背景保全地区の指定、景観対策推進アドバイザーの設置などの景観形成施策に取り組んできた。

その後、平成16年6月に景観法が制定されたことを受けて、同法に基づく景観計画の策定や行為の規制等に関して必要な事項を定めるとともに、景観形成に必要な施策を推進することなどを目的として、平成19年9月に全面改正を行っている。

<条例の内容>

- 景観計画の策定手続（環境審議会の意見聴取）
- 行為の規制等（大規模行為の届出等）
- 景観形成施策（景観モデル地区・背景保全地区の指定、啓発・援助等）

### 2 「晴れの国おかやま景観計画」について

景観計画は、景観法において景観行政団体が定めることができるとされているものであり、本県においては、「景観像」を明確にするとともに、県民と行政が協働して「おかやまの景観づくり」に総合的・計画的に取り組む姿勢を示すことを目的とし、「晴れの国おかやま景観計画」として平成19年9月に策定しており、優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針ともなるものである。

<基本理念>

私たちのふるさと岡山は、変化に富んだ美しい自然に恵まれるとともに、幾多の歴史的遺産や落ち着いた佇まいをみせる町並みなど、先人に生まれ引き継がれてきた、優れた景観を有しています。

美しく豊かな景観は、県民の共有財産であり、人間の働きかけにより良くも悪くもなるものです。県民一人一人が景観に対する関心と自覚を持って快適な生活環境の維持向上に取り組むことが最も重要です。

また、県及び市町村は行政としての責任を認識し、景観形成施策を積極的に推進し、県民や事業者と協働しながら、良好な景観の形成を図っていきます。

このように、県民、事業者、市町村、県が、それぞれの責務を担いながら、相互に連携を図り、「次世代につなぐ 快適で文化の薫り高い景観づくり」を進めていくこととします。

<景観形成に関する基本方針>

- 人間と自然の長い営みによりつくりあげられた景観を守り育てます。
- 地域の特性を生かした個性的な景観づくりを住民とともに進めます。
- 日常的な生活環境において、快適でうるおいのある景観づくりを進めます。

### 3 大規模行為の届出指導について

景観法及び岡山県景観条例に基づき、届出義務のある大規模行為に対する指導等を行っている。

#### (1) 大規模行為

景観計画区域（景観モデル地区を除く。）内で、届出義務のある大規模行為に対する指導等を行う。

＜大規模行為＞

- 建築物（高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの）
- 工作物（高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの）
- 屋外での土石等の堆積（高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの）
- 土石・鉱物の採取等（面積1,000㎡を超えるものなど）

#### (2) 背景保全地区

背景保全地区は、優れた景観を持つ施設等の背景を保全するために必要な地域であり、地区内での大規模行為（(1)に同じ。）について、必要に応じて事前指導を行う。

＜背景保全地区＞ 閑谷地区（備前市）

#### (3) 景観モデル地区

景観モデル地区は、県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる景観を有する地域又は新たに優れた景観を創造すべき地域であり、届出義務のあるモデル地区内での大規模行為に対する指導等を行う。

＜景観モデル地区＞ 吉備高原都市（吉備中央町）、渋川・王子が岳（玉野市）

＜景観モデル地区大規模行為＞

- 建築物（高さ5m又は床面積10㎡を超えるもの）
- 工作物（高さ5m又は築造面積10㎡を超えるものなど）
- 木竹の伐採（高さ10m又は伐採面積500㎡を超えるもの）
- 屋外での土石等の堆積（高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの）
- 土石・鉱物の採取等、水面の埋立等（面積500㎡を超えるものなど）

#### 【大規模行為等の届出件数（令和元年度）】

	大規模行為	背景保全地区	景観モデル地区
建築物	27	0	14
工作物	115	0	1
その他	2	0	0
計	144	0	15

### 4 「晴れの国おかやま景観百選」について

県民の景観に対する意識を高めるとともに、良好な景観の形成を推進するため、平成21年4月、100箇所の景観を「晴れの国おかやま景観百選」として選定している。

審査は、応募件数362件について、専門家1名による予備審査（同一のもののみ）、専門家3名による採点審査を行った上で、環境審議会景観部会で選定している。

## 5 「おかやまの景観ポータルサイト」について

「おかやまの景観ポータルサイト」を開設し、景観形成に関する諸制度や、関係部所が保有している情報や、「晴れの国おかやま景観百選」の画像等を、見どころ、アクセス方法等とともに発信している。

## 6 景観行政団体について

景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を進める主体であり、都道府県、指定都市、中核市及び知事との協議を経た市町村である。

県としては、最も身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体となる市町村の拡大を目指している。

なお、県の景観計画の対象区域は、景観行政団体である市町村の区域を除いた区域であり、景観行政団体となった市町村は県の景観計画の区域から順次除外している。

### ○景観行政団体になるメリット

- ・ 地域の実情に応じた景観計画を策定して建築物の新築等に関する規制誘導を行うことができること。
- ・ 景観重要建造物・樹木や景観整備機構の指定、景観協定の認可など、独自の景観行政を進めることができること。

### ○県内の景観行政団体の状況

都道府県	指定都市	中核市	知事との協議を経た市町村
岡山県	岡山市	倉敷市	早島町 (H18. 3. 1)、新庄村 (H18. 3. 1) 瀬戸内市 (H20. 9. 1)、真庭市 (H22. 7. 1) 高梁市 (H25.11. 1)、津山市 (H27. 7. 1) 奈義町 (R2. 1. 1)

### ○景観行政団体の数 (H31. 3現在)

	都道府県	市区町村				
		指定都市	中核市	左記以外の市区町村	計	(%)
全国	45	20	54	618	692 (1,741)	39.7
中国地方	5	2	6	34	42 (107)	39.2
岡山県	1	1	1	6	※ 8 (27)	29.6

- (備考) ・ ※ : 県環境基本計画において、令和2年度までに10とすることを目標  
 ・ ( ) : 市区町村の総数 (H30. 4 総務省統計局)  
 ・ 愛媛県と宮崎県の2県は、全市町村が景観行政団体に移行済

## 7 景観行政に係る最近の取組

### (1) 「景観まちづくり研修会」の開催について

県では、最も身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観やまちづくりに積極的に取り組むとともに、景観行政団体となる市町村の拡大を目指すことを目的として、市町村職員等を対象とした研修会を開催している。

#### <平成30年度開催>

- 1 日 時 平成30年10月17日(木) 13:30～16:00
- 2 場 所 サンピーチOKAYAMA 3階 ピーチホール1
- 3 出席者 市町村及び県の景観関係担当者33名
- 4 概 要
  - (1) 景観行政セミナー
    - 1 景観行政を巡る状況
    - 2 景観まちづくりによる効果
    - 3 景観まちづくりの推進に向けて
  - (2) 事例紹介 (高梁市、津山市)

#### <令和元年度開催>

- 1 日 時 令和元年11月1日(金) 13:30～15:40
- 2 場 所 サンピーチOKAYAMA 3階 ピーチホール1
- 3 出席者 市町村及び県の景観関係担当者29名
- 4 概 要
  - (1) 景観行政セミナー
  - (2) 事例紹介 (浅口市)
  - (3) 県からの情報提供
    - ・岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例について
    - ・岡山県環境影響評価等に関する条例対象事業への太陽光発電所の追加について

### (2) 景観シンポジウムの開催

景観に関する県民意識の向上や魅力的なまちづくりを目指した県民やNPOの取組を促進するため、景観形成による誘客を目指したシンポジウムを開催した。

- 1 日 時 平成30年11月14日(水)
- 2 場 所 山陽新聞さん太ホール
- 3 参加者 108名
- 4 概 要
  - (1) 基調講演「人と人をつなぐ景観づくり」  
講師 株式会社 studio-L 代表取締役 山崎 亮
  - (2) パネルディスカッション「地域の景観を活かし、総合的な誘客へ」  
コーディネーター：山陽学園大学 地域マネジメント学部 教授 澁谷 俊彦  
パネリスト：一般社団法人アシタカ 代表理事 赤木 直人  
NPO 法人タブララサ 理事長 利根 弥生  
北庄中央棚田天然米生産組合 代表 西河 明夫